

2 - 4 再草原化に向けた実証試験の実施

畜産農家の減少や高齢化に伴い、面積の減少や荒廃が著しい野草地を保全・維持していくための取り組みの一環として、野焼き・輪地切りなどの管理がなされていない牧野を対象に、再草原化に向けた実証試験を実施した。

(1) 実証試験の概要

実証試験地

南小国町慈門坊牧野のうち、野焼き管理がなされていない草地、約 40ha

実施内容

- ・ 輪地切り実施：平成 16 年 10 月 9 日（土） - 慈門坊牧野組合員 20 人、阿蘇グリーンストック野焼き支援ボランティア約 40 名が参加。
- ・ 輪地焼き実施：平成 16 年 10 月 23 日（土） - 慈門坊牧野組合員 22 名、阿蘇グリーンストック野焼き支援ボランティア 21 名が参加。
- ・ 野焼き実施（予定）：平成 17 年 3 月 12 日（土）*当初 3 月 7 日（日）に予定していたが、降雪のため延期。

協定締結（＜参考＞を参照）

実証試験の実施にあたり、環境省自然環境局九州地区自然保護事務所、財団法人阿蘇グリーンストック、土地所有者の南小国町及び慈門坊牧野組合は、野草地への再生及び再生された野草地の少なくとも 5 年間の維持管理保全に関し協定を締結した。

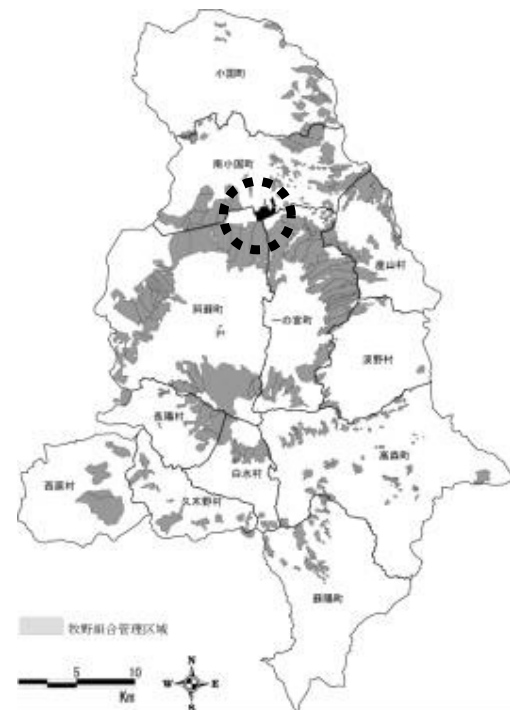
(2) 慈門坊牧野組合の概況

慈門坊牧野は南小国町南部に位置し、牧野組合員（入会権者）は満願寺志津、立岩、動馬喜、荒倉、志賀瀬の 5 集落で構成される。

(H15 牧野組合調査によるデータ)

牧野面積	: 200ha
うち野草地	: 170ha
林地	: 30ha
入会権者数	: 67
うち有畜農家数	: 2

昔から放牧、採草をする人たちの集まりであり、かつて入会権者数は 100 戸位あったが、平成 15 年度牧野組合調査以降も減少しており、平成 17 年初頭には 62 軒、入会権者の 2 / 3 は 65 歳以上である。



(3) 野焼き再開について - 組合長ヒアリングより

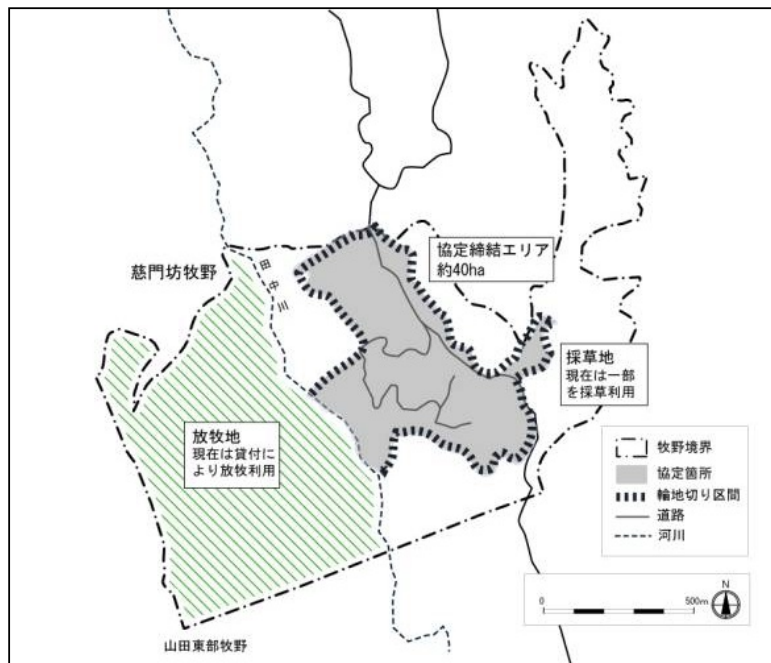
野焼き再開の経緯

- ・ 牧野組合エリアは、川を挟んで西側は放牧地、東側は採草地として利用してきた。
- ・ 昭和 63 年頃までは放牧地、採草地ともに野焼きをしていたが、高齢化、後継者不足により出役者が少なくなり野焼きを中止。
- ・ 野焼き中止後も少数で放牧利用していたが、牧柵管理などが十分できなくなり 3 ~ 4 年前には利用されなくなった。現在、放牧地は酪農家に貸付、野草地のまま放牧利用されている。採草地は現在も利用しているが、人数も面積も限られている。
- ・ 野焼き中止後、イノシシ被害や原野の荒廃など景観上の問題も多くなっていったところ、役場よりグリーンストックの支援ボランティアを紹介され、野焼きを再開することになった。
- ・ 野焼き再開について、高齢にとっては区役にいられなかった時の賦課負担の心配があったが、組合の若い人たちに出演してもらい日当を支払うということで実施。

野焼き再開に取り組んで

- ・ ボランティアは組合の若い人より作業に慣れており非常によく働いてくれた。
- ・ 野焼き再開のため、輪地切りをして道が通りやすくなったので、採草する面積が多くなり、そのため野焼きも楽になる。野焼き実施により、採草する面積が増えることも考えられる。
- ・ また、野焼きを中止したことにより藪になりゼンマイ採りやワラビ採りにも入っていかなくなっていたが、また、原野に入ることができるようになる。

再草原化実証試験実施地



継続的な実施に向けて

- ・ 協定締結により、また中山間地直接支払いの助成で今後5年間は何とか野焼きを継続していけるだろう。その後の継続については、町全体で考えていかなければならない問題だろう。野焼きができなくなれば、採草地も含めて放牧利用するか、大きな畜産業者に貸付することも考えなければならない。
- ・ 野焼きを継続するためには、輪地切り・輪地焼きが大事であり、防火帯を半恒久化して車が入るようにするなど省力化も検討していく必要がある。



・ 写真：牧野組合員と支援ボランティアによる輪地切り

(4) 実証試験実施地における地上部現存量調査結果

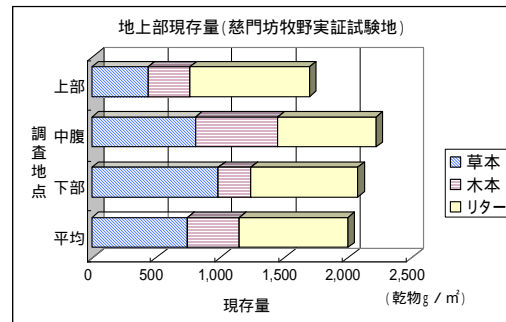
(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構 九州沖縄農業研究センター / 小路敦氏による

調査日：平成16年12月13日

調査方法：2m枠の刈り取りによる測定

上部、中腹、下部の3地点で実施

- ・ 3地点における地上部現存量の平均は、総量が約2kg/m²、そのうちリターが42.3%(844g/m²)。
- ・ 総量が最も多いのは中腹部で2.2kg/m²、リターについては、上部が割合・量とも多く、54.8%(930g/m²)。



慈門坊牧野・再草原化実施地における地上部現存量

(現存量単位：乾物g/m²)

	上部		中腹		下部		平均	
	現存量	割合	現存量	割合	現存量	割合	現存量	割合
草本	438.7	25.9%	810.1	36.5%	989.9	47.6%	746.2	37.4%
木本	327.2	19.3%	644.6	29.1%	249.6	12.0%	407.1	20.4%
リター	930.0	54.8%	763.4	34.4%	839.3	40.4%	844.2	42.3%
地上部計	1,695.9	100.0%	2,218.1	100.0%	2,078.8	100.0%	1,997.6	100.0%

* 調査日：平成16年12月13日、2m枠の刈り取り調査

< 参考 >

慈門坊牧野の野草地再生及び維持管理保全に関する協定書

環境省自然環境局九州地区自然保護事務所（以下「甲」という。）財団法人阿蘇グリーンストック（以下「乙」という。）土地所有者南小国町（以下「丙」という。）及び慈門坊牧野組合（以下「丁」という。）は、近年、慈門坊牧野の原野の一部で野焼きがなされていなかったため、野草地が減少している状況の箇所、野草地への再生及び再生された野草地の維持管理保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の対象となる原野）

第1条 協定の対象となる原野は、次の原野とする。

- (1) 所在地 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字慈門坊1383番地外
- (2) 当該原野の範囲 別図
- (3) 当該原野の面積 36.6ha

（協定の締結期間）

第2条 本協定の締結期間は、協定締結日から平成21年3月31日までとする。

（野草地の再生）

- 第3条 甲は、野草地の再生による自然環境保全及び草原景観保全上の価値に鑑み、第1条に規定する原野について阿蘇草原再生のための実証試験に位置づけ、丁が行う野草地への再生を支援するものとする。
- 2 乙は、甲と相互に協力して、丁が行う野草地への再生についてボランティアを活用して支援するものとする。
 - 3 丙は、甲及び乙の支援を受けて丁が行う野草地への再生に協力するものとする。

（野草地の維持管理保全）

- 第4条 丁は、野草地への再生後、少なくとも5年間は野草地として維持管理保全するものとする。また、協定期間終了後も野草地としての維持管理保全に努めるものとする。
- 2 乙は、前項の丁が行う維持管理保全について、要請に基づきボランティアを活用して支援するものとする。
 - 3 丙は、野草地の維持保全のため、甲が当該原野について阿蘇くじゅう国立公園の区域に編入するための協議を行ったときは、誠意を持ってこれに応ずるものとする。

（その他）

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、信義を重んじ、野草地の再生及び維持管理保全に協力するとともに、誠実にこの協定を履行しなければならない。
- 2 本協定書に定める内容についてやむを得ない事由により変更の必要が生じたとき、及び本協定書に定めのない事項については、別途、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成16年10月1日

甲	住所	熊本県阿蘇郡阿蘇町黒川1180
	氏名	環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 新井正久
乙	住所	熊本県阿蘇郡阿蘇町赤水695-10
	氏名	財団法人阿蘇グリーンストック 理事長 河崎敦夫
丙	住所	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143
	氏名	南小国町長 河津修司
丁	住所	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺708
	氏名	慈門坊牧野組合長 鎌水立夫



共同して輪地切り(防火
帯づくり)をした。専
真。16年ぶりとなる来春
の野焼きに備えるため
グリーンストック」に登
録しているボランティア
40人と牧野組合員30人が
ボランティアは熊本、

福岡、大分市などから参
りて来た。刈り払い機を
使い、大人の背丈ほどに
伸びたカヤを8、10センチ
幅で切っていた。
薩門坊牧野は約200
ヘクタール。かつては牛の飼料に
する採草地だったが、組
合員の高齢化で放棄され
ていた。鈴木立夫組合長
は「ボランティアのおかげで
私たちがもてる気にな
った。さくを設けて放牧
地にした」。